鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部(第87回)会議

▶ 日時:令和3年7月19日(月)午後3時から

▶ 場所:鳥取県庁災害対策本部室(第2庁舎3階)

▶ 出席:知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、

危機管理局、総務部、福祉保健部

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

(テレビ会議参加者) 鳥取市保健所長

米子市福祉保健部長、健康対策課長(オブザーバー)

鳥取大学医学部 景山教授(アドバイザー)

> 議題:

- (1) 症例報告について
- (2) その他

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議 7/17以降公表事例)

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
7月17日	7月18日	県内564例目	米子	20代	女	米子市	会社員	
7月17日	7月18日	県内565例目	米子	非公表	非公表	西部地区	非公表	
7月17日	7月18日	県内566例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月17日	7月18日	県内567例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月17日	7月18日	県内568例目	米子	非公表	非公表	米子市	公務員	
7月17日	7月18日	県内569例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月17日	7月18日	県内570例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月17日	7月18日	県内571例目	米子	非公表	非公表	西部地区	非公表	
7月17日	7月18日	県内572例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月17日	7月18日	県内573例目	米子	40代	男	米子市	会社員	
7月17日	7月18日	県内574例目	米子	20代	男	西部地区	会社員	
7月17日	7月18日	県内575例目	米子	50代	男	西部地区	会社員	
7月17日	7月18日	県内576例目	米子	60代	男	米子市	無職	
7月17日	7月18日	県内577例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月17日	7月18日	県内578例目	米子	非公表	女	米子市	非公表	

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議 7/17以降公表事例)

陽性 確認日	陽性 公表日	事例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
7月18日	7月19日	県内579例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月18日	7月19日	県内580例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月18日	7月19日	県内581例目	米子	50代	女	米子市	会社員	
7月18日	7月19日	県内582例目	米子	20代	女	西部地区	非公表	
7月18日	7月19日	県内583例目	米子	非公表	非公表	非公表	非公表	
7月18日	7月19日	県内584例目	米子	50代	男	西部地区	会社員	
7月18日	7月19日	県内585例目	米子	60代	男	西部地区	非公表	
7月18日	7月19日	県内586例目	米子	50代	男	西部地区	会社員	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(14例目)

感染者が利用していた施設で、県内14例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター(5人以上の患者集団)が発生したことが、7/19(月)に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターが発生した施設、陽性者の人数

株式会社ミテック 本社事務所(米子市吉谷)で、職員7人の陽性を確認

2. 患者対応

感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に入院予定(7人)(7/19正午現在)

3. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文(まん延防止のための措置)

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

対応状況

- 条例に基づき、施設管理者(事業所)に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
- 施設管理者は、事業所を閉鎖するとともに、検査対象者への連絡に協力している。 クラスター認定に至る以前の初発事例の発生を受けた積極的疫学調査により、全職員のPCR検査を実施し、 6名の陽性を確認。
 - 7/18時点で全ての職員の検査を実施済み。
 - →濃厚接触者で陰性が確認された者には最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請
- 対象期間の施設の来訪者に対しても個別に連絡を取り、保健所の指導の下、接触状況に応じて適切な対応 を取るように呼び掛けた。
- 当該施設は、専門家チームの派遣を受け入れ、今後の感染拡大防止のための措置をとることとしている。4

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(14例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

施設の管理者は、自ら施設名を公表するとともに、保健所の調査に協力し、全ての関係者に速やかに連絡した。

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 施設は閉鎖し、事業者に委託して消毒を実施済。
- クラスター対策チームや専門家チームの助言を受けた感染拡大防止措置の実施にむけ、現在調整中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

鳥取県初「特別警報」発令

県内で初めて、西部地区に「特別警報」を発令します。 医療ひつ迫につながる非常に危険な状態です。

県西部の皆さんへ

- ■不要不急の外出は控えてください。
- ■会食は普段一緒にいる人だけでお願いします。
- ■多くの人が集まるイベント中止の検討をお願い します。

実施される場合は、ガイドラインを遵守し感染予防対策の徹底を

鳥取県版新型コロナ警報(7月19日現在)

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	7/13~
中部地区	注意報	7/17~
西部地区	鳥取県初 特別警報	7/19~

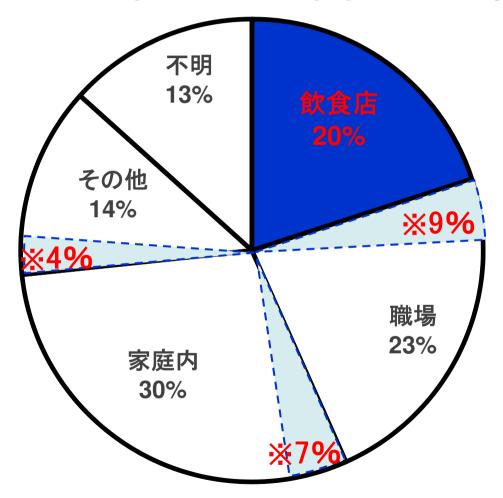
鳥取県版 新型コロナ警報

	区分	注意報	警報	特別警報		
指	①新規陽性患者数	東部 1人/週、中部 1人/週、 西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人	、/週、西部 3人/週		
標	②現時点確保病床 稼働率	_	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超		
	発令		圏域単位で発令			
運用	発令期間	始期:①の基準に達した日 終期:①の基準を下回った日	始期:①②がいずれも基準に達した日 終期:①②がいずれも基準を下回った	日		
/13	解除	①の基準を下回った日の翌日	①②がいずれも基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)			
	外出・イベント・	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用	○クラスター発生施設に関係する箇所、3密 な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	〇生活維持に必要なものを除く外出自 粛を要請		
活動制	施設 	・換気の徹底 ・施設内の消毒	〇市中感染が拡がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 〇必要性があると認められる業務や施設に限って要請			
限	学校 ○感染者の学校休業の検討が基本		○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に 応じて感染リスクの高い教育活動の制限、 分散登校、休業等			
医	保健所	〇疫学調査応援職員を派遣	〇疫学調査応援職員を派遣 〇相談センター	一応援職員を派遣 等		
医療強化	医療•福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底○必要物資の送付、空床確保 等	〇病床・人工呼吸器 緊急調達 〇施設への医療人材の派遣 等		
	要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項 による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特 措法第45条も発動 等		

推定感染経路(場所)

【期間:7.12~7.19】

飲食店での感染(2次感染含)が全体の40%



「※」は、各区分のうち飲食店からの2次感染の割合(計20%)

営業時間短縮要請

【対象事業者】

飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店

(許可を取得しているカラオケ店等も含む)

※次の施設は対象外: 宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ、ネットカフェ等

【エリア】

米子駅前及び米子市繁華街

【要請内容】※特措法第24条9項による要請

営業時間の短縮(営業は午後8時まで・酒類オーダーは午後7時まで)

【期間】

令和3年7月21日(水)~8月3日(火)(14日間)

【協力金】

(中小企業等)2.5万円~7.5万円/日

(大企業等) 1日当たりの売上減少額の40%(上限20万円/日)

【見回り】

期間中、時短要請へのご協力と感染予防の徹底を呼びかける見回り活動を実施

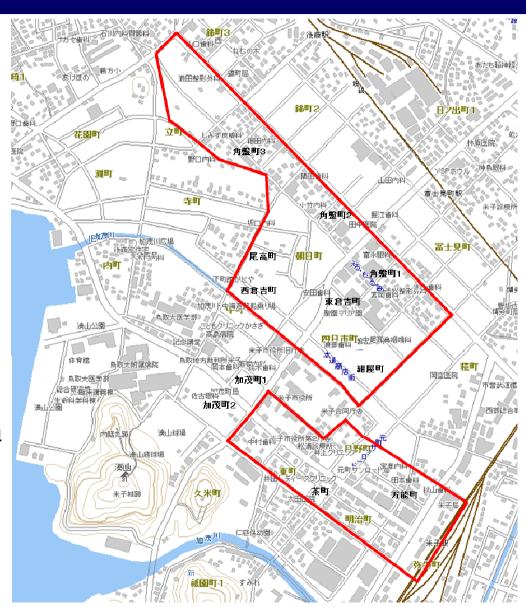
営業時間短縮要請の対象区域

〇対象店舗数:

約600事業所

〇対象区域:

米子市朝日町、尾高町、角盤町 1~4丁目、加茂町2丁目(東町境 から国道9号線まで)、紺屋町、茶町、 西倉吉町、東倉吉町、万能町、 西倉吉町、東倉吉町、万能町、 日野町、東町(市道久米町末広通り 線より市役所方面)、明治町、四日市 町、弥生町、末広町(市道久米町末広通 り線より明治町方面)、富士見町2丁目(角 盤町1丁目境から国道181号線まで)、法勝寺 町(紺屋町境から市道富士見町東町線まで)



予算の専決処分(案)について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を早期に抑え込むため、米子市内の繁華街などの飲食店等を対象とした特措法に基づく営業時間短縮の要請を行うにあたり、感染拡大防止協力金の支給等の緊急対策を実施する。(専決処分日:令和3年7月19日)

【補正予算額】3.5億円

<財源>国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

〇新型コロナ感染拡大防止緊急対策事業

感染拡大防止協力金の支給、広報、現地確認調査等の体制整備に要する経費

西部地区医療提供体制等確保

- ◆病状が安定した入院患者について随時宿泊療養、在宅療養へ移行
 - 1. 宿泊療養

西部地区 確保部屋数	入所者 (入所予定者を含む)	備考		
40室	5人	7月19日~順次受入		

医療サービスの提供:看護師の24時間常駐による健康サポート

医師による毎日のオンライン診療

2. 在宅療養

在宅療養の体制整備を調整

医療サービスの提供:訪問看護ステーションによる毎日の健康サポート (専用電話による健康観察、24時間オンコール対応)

◆米子保健所体制の強化

医師及び保健師による、入院調整及び宿泊療養・在宅療養への移行に係る調整業務の サポート体制を強化

- ◆米子市内の飲食店における感染の続発を踏まえ、検査拡充
 - 3. 臨時PCR検査センター開設
 - ・対象: 米子市内(米子駅前、朝日町など中心市街地)エリアの飲食店従業員及び関係者 ※事前に検査予約案内のDMを店舗に発送
 - ・実施期間:令和3年7月21日(水)~28日(水)日曜除く

分科会提言の指標と鳥取県(全体)の状況

	-	指標	鳥取県 7月19日 (予定を含む)	ステージⅢ の指標目安	ステージIV の指標目安	
医療提供体 制等の負荷			確保病床の 使用率	29.0% (95/328床)	20%以上	50%以上
			入院率 (入院者/療養者)	95.0% (95/100人)	40%以下	25%以下
			確保病床の 使用率	0.0% (0/47床)	20%以上	50%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算				20人以上	30人以上
感染状況	感染状況 ③ PCR陽性率(直近1週間) ※7/12~7/18発表分			2.6% (90/3,437)	5%以上	10%以上
		④ 新規陽性者数(対人口10万人/週) ※7/12~7/18発表分で集計			15人以上	25人以上
	⑤ 感染経路不明割合(直近1週間) ※7/12~7/18発表分で集計			22.2% (20/90人)	50%以上	50%以上

- 現時点で①の一部、④の指標はステージⅢの目安を上回っているが、それ以外の指標を 総合的に判断し、本県はステージⅢに達していないと考える。
- 今後の感染拡大の状況によってはステージⅢへの到達も考えられる。

圏域ごとの状況

		入院医療	凌美 李粉	新規陽性者数 (対人口10万人)		
圏域	確保病床 使用率	入院率	重症者用 病床使用率	療養者数 (対人口10万人)	<7/12~18>	
全県	29. 0%	95%	0%	18. 2人	16. 4人	
東部	13. 9%	100%	0%	7. 7人	4. 5人	
中部	5.0%	100%	0%	3. 0人	2. 0人	
西部	51. 8%	94%	0%	35. 0人	34. 1人	
ステージ Ⅲ の目安	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上	15人以上	
ステージIV の目安	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	25人以上	

デルタ株感染厳重警戒情報

- ○デルタ株疑いの感染例を確認しました。
- ○全国各地で相次いで感染が拡大しており、厳重に警戒してください。

厳重警戒区域

西部地区

【デルタ株クラスター緊急対策事業】

- 飲食店への営業時間短縮を要請(7/21~8/3)
- クラスター対策特命チームの派遣
 - ・クラスター対策特命チームを増員し米子保健所へ派遣済み
- 積極的疫学調査体制の強化
 - ・鳥取市保健所保健師等の応援派遣を受け入れ(7月17日~)
 - ・OB・OG保健師を活用、職員派遣を増員※総勢50名の応援態勢も継続
 - ・交代・時差勤務体制により、休日・時間外も含めて対応
- ➤ 臨時PCR検査センター(検体採取会場)の設置
 - ・検査件数増に対応するため臨時PCR検査センターを米子市内に追加設置

デルタ株など変異株拡大中、一段とご注意を!

【啓発ポスター】



県民のかたや、他地域からお越しのか たに向けて、予防レベルを上げていただ き、この夏を楽しく過ごしていただけるよ う、広報を実施しています。

○ポスター・チラシ

各市町村、旅館・ホテル、観光施設、キャ ンプ場、主要JR構内観光案内所、空港等 で配布及び掲示

〇テレビスポットCM(30秒)、YouTube動 画(60秒)

「デルタ株など変異株拡大中、一段とご注 意を!」

受診相談センター 9:00~17:15 ☎ 0120-567-492 Fax 0857-50-1033

●東部地区/☎0857-22-8111 ●中部地区/☎0858-23-3135 ●西部地区/☎0859-31-0029



クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(13例目・2報)

感染者が利用していた施設で、県内13例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター(5人以上の患者集団)が発生したことが、7/17(土)に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターが発生した施設

飲食店(米子市内)

2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

10名(従業員2名、利用者8名、うち1名は県外在住者)

3. 患者対応

感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に入院予定(7/19正午現在)

4. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文(まん延防止のための措置)

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

対応状況

- 条例に基づき、店舗側に調査への協力と店舗の使用停止を含む感染拡大防止措置の実施を求めた。
- 経営者は保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力しており、店内の消毒、利用者の名簿提供、検査対象者への連絡を<u>行った。</u>
- 今後、店舗の感染対策の点検調査のため、クラスター対策特命チームや鳥取県新型コロナウイルス感染症 対策専門家チームの派遣を予定。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(13例目・2報)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

• 経営者は対象期間の全ての利用者に対し、店舗でコロナ陽性者が発生したこと、2週間は体調に注意して 体調不良があれば保健所に連絡するように連絡した。

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 経営者は店舗を臨時休業し、使用停止措置に協力している。
- 米子保健所は7月15日に店舗に立ち入りし、<u>以下のような店舗の感染対策の不備を確認した。経営者は、</u> 今後、専門家チームなどの助言も受けたうえで、営業再開に向けて対策を徹底する。

座敷席部分のパーティションはあるが、机の上に設置していない。

- 席と席の間隔、座敷席のテーブルの間隔が狭いところがある。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

夏休み・お盆を安全に過ごすために

全国各地で感染拡大しています。楽しいお盆・夏休みを安全に過ごすために、最大限の注意と感染予防対策の徹底をお願いします。

県外との往来はできるだけ控えましょう!

- ○帰省など県外との往来はできるだけ控え、大切な方には電話等に より心を届けましょう。
- 〇もし、来県、帰省された場合は、以下のとおり感染予防対策の徹底をお願いします。

 す。
 - ・帰省される方は、帰省される前の2週間は会食を控えましょう。
 - ・来県後2週間は会食など感染のおそれが高い行動は控えるとともに、家庭内でも感染予防の徹底を
 - 家庭内で感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討しましょう。
 - 可能であれば食事の時間や場所を分けましょう。
 - ・同窓会など大人数の集まりについては中止や延期の検討をお願いします。
 - ・倦怠感や発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚された場合には、出歩かず、まず「かかりつけ医」又は「受診相談センター」(TeL0120-567-492)にご相談ください。

20

コロナ感染予防のポイント

○夏場でもマスク着用に加え、十分な距離 ○屋外で人と十分な距離 (2 m以上)を をとる、こまめな換気など感染予防対策 の徹底を



マスクはすき間なく、しっかりと着用を!

○エアコン等で室内の温度調整を! なおエアコン使用中もこまめに換気

をお願いします。

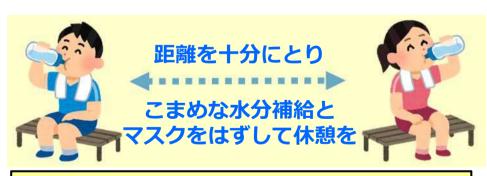
- ※エアコンを止める必要はありません。
- ※一般的な家庭用エアコンは、室内の 空気を循環させるだけで、換気は 行っていません。
- ※換気の際は、窓とドアなど2カ所を 開けましょう。

確保できる場合は、マスクをはずす

(例) 田畑での農作業 散歩や自転車 グラウンド・ゴルフなどの 屋外スポーツ 集落などでの奉什作業



○負荷のかかる作業や運動をされる場合は、 周囲の人との距離を十分にとった上で、 適官マスクを外して休けいを



高齢者は渇きを自覚しづらいので要注意

熱中症にも注意しましょう!

家庭内における感染予防の徹底

- 〇「親しき仲にもマスクあり!」・・・十分な距離がとれない時は家庭内でもマスクを着けましょう。
- ○こまめな<u>手洗い</u>・・・・接触感染を防ぐため、外出後、食事の前、トイレの後など。
- ○**こまめな<u>換気</u> ・・・**窓とドアなど2カ所空けて1時間に10分程度、扇風機も活用しながらこまめに換気をしましょう。
 - ※可能なら、2方向の窓を常時、できるだけ開けて連続的に室内に空気を通すことがより効果があります。
- ○共有部分(ドアノブ、手すり、スイッチ)の消毒
- ○タオルや歯磨き粉などの共用を避ける
- ○使用したシーツや衣服はこまめに家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしましょう
- 〇鼻をかんだティッシュは、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てましょう
- ○大皿を避け、個食を徹底しましょう

職場における感染対策の徹底

- ◆仕事、研修を含め県境を越えた移動は、控えてください。
 - ▶ 出張等の移動を減らすためのテレビ会議の活用 など
- ◆オフィス・事業所内での、人と人との接触を減らす働き方の 工夫を
 - ▶ テレワーク(在宅勤務)や時差出勤・交代勤務の促進
 - ▶ 会議やイベント、採用試験や面接のオンライン実施
 - ▶ 昼休みの時差取得の導入

など

- ◆職場でも基本的な感染防止対策の徹底を

 - ▶ 屋外を含め、短時間でも会話時のマスク着用
 - ▶ 従業員同士の感染防止距離の確保やアクリル板の設置
 - 対面の会議では、近距離・対面に座らせない工夫(イスを減らす・机に印をつけるなど)
 - ▶ 始業時·休憩後を含め、こまめな手洗い・手指消毒
 - ▶ 休憩室·更衣室·喫煙室等も含め定期的な換気
 - ※窓とドアなど2カ所空けて1時間に10分程度、扇風機も活用しながらこまめに換気をしましょう。
 - ※可能なら、2方向の窓を常時、できるだけ開けて連続的に室内に空気を通すことがより 効果があります。
 - ▶ 飲食を伴う懇親会や大人数や長時間に及ぶ飲食の徹底回避
 - ▶ 社員寮等の集団生活の場でのガイドラインの徹底

飲食の注意事項

大人数や飲酒を伴う会食、長時間に及ぶ会食は感染リスクが高まります。<u>感染リスクを下げる2つのポイントを確実に実践するなど、最大限の注意と感染予防の徹底を。</u>

ポイント1会食前に実践!

- ○認証店などガイドラインを遵守したお店 を選びましょう
 - ※認証店は右のステッカーが目印です。
 - ※県HP「とりネット」で検索できます。
- ○少人数・短時間で、なるべく普段から 一緒にいる人と行いましょう
 - ※感染拡大地域から帰県・来県された方は 2週間は会食等を控えましょう。
- ○体調が悪い人は、参加 しないようにしましょう



○「とっとり新型コロナ安心登録システム」 や「 C O C O A 」を利用しましょう

ポイント2会食中に実践!

- ○会話時は、必ずマスク着用し、大声は 控えましょう
- ○冷房中であっても、 こまめな換気を行いましょう
- ○マナーを守り、お店の呼びかけへの、ご協力をお願いします
 - ・パーティションの移動や 密になるような席の移動 など、勝手な行動はしない
 - ・会話時のマスク着用や大声での会話を控えるなど、お店からの呼びかけに応じましょう。
- ○深酒・はしご酒は控えましょう

人権配慮に係る県民へのメッセージ

感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

感染者自身のほか、関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。

確認された誹謗中傷等の画像や文章は、保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。また、県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしない ようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。



私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」 「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきま しょう。